

第 4 章 事業予定地及びその周辺地域の概況

事業予定地は名古屋市西部に位置し、周辺には住宅地域や水田等の農地が広がっており、中小の工場が点在している。

事業予定地では、平成元年から富田工場が稼働しており、平成 21 年 3 月に休止した。平成 20 年度に行われた排ガス濃度等の測定結果は資料-2（資料編 p. 資-2）に示すとおりである。

また、図 4-1 に示すとおり、事業予定地東側近くには新川が、西側近くには戸田川が南北に流れ、南側近くには JR 関西本線、さらに南側には近鉄名古屋線が東西に走っている。

事業予定地及びその周辺地域の概況を整理する区域として、工事中の騒音・安全性、供用時の大気質の影響範囲及び施設関連車両の滞留する可能性がある河川橋に着目し、街区等を考慮して、表 4-1 及び図 4-2 に示す地域（以下、「調査対象区域」という。）を設定した。

調査対象区域は、概略として、東端が庄内川、西端が福田川、北端が県道 115 号線（津島七宝名古屋線）、南端が国道 1 号で囲まれている。

表 4-1 調査対象区域

市区名	学 区 等
中川区	戸田学区の一部、春田学区、豊治学区の一部、長須賀学区の一部、西前田学区、万場学区の一部、千音寺学区、明正学区
あま市	七宝町伊福の一部

この調査対象区域を中心に、事業予定地周辺の地域特性を「自然的状況」及び「社会的状況」に分けて整理する。

なお、資料収集は、平成 24 年 8 月末時点で入手可能な最新の資料とした。資料整理に当たっては、学区毎の区分ができるものについては学区毎に整理し、名古屋市、中川区、あま市及び七宝町伊福でのデータしか得られないものについてはこの単位毎に整理した。

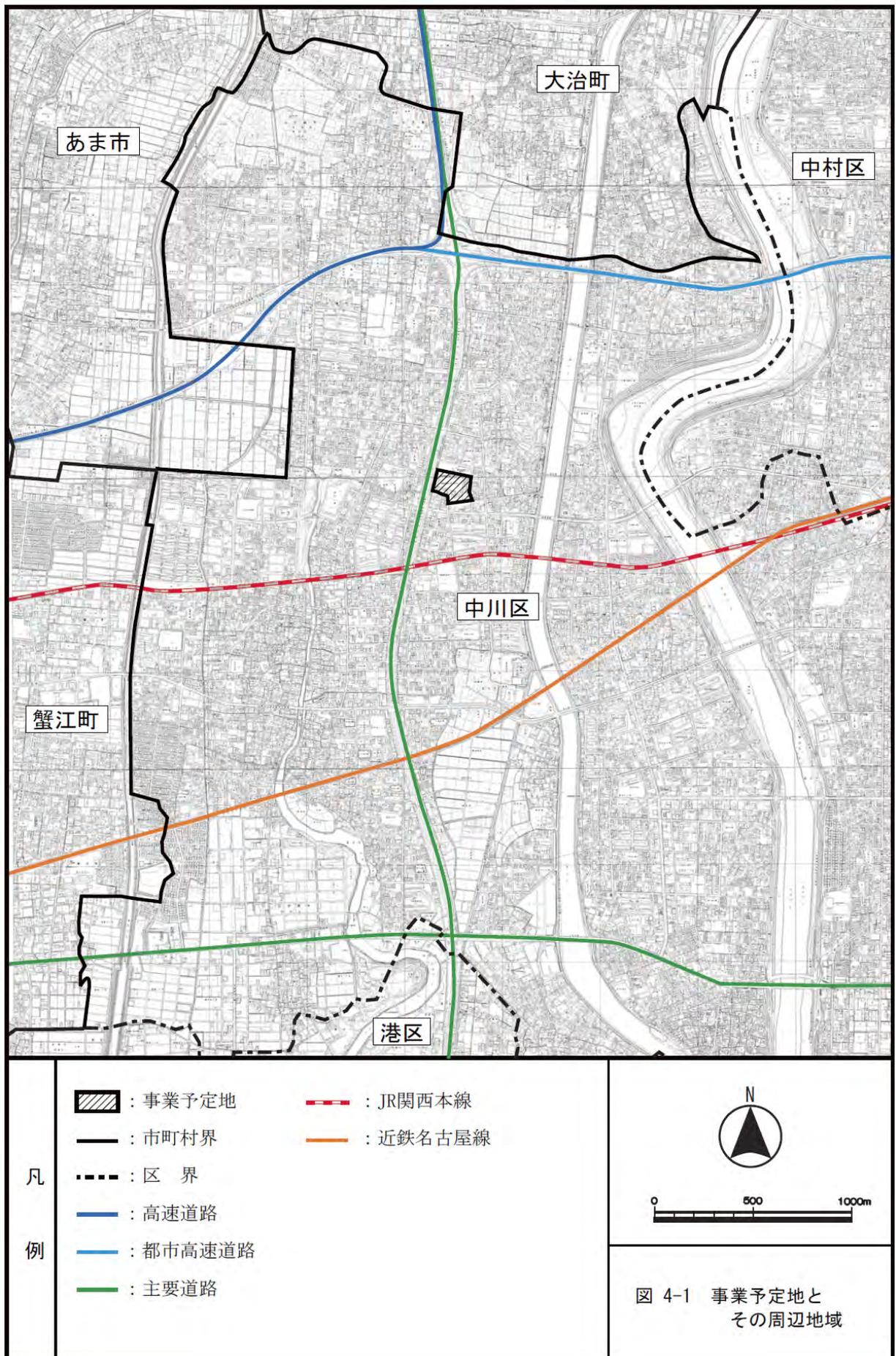
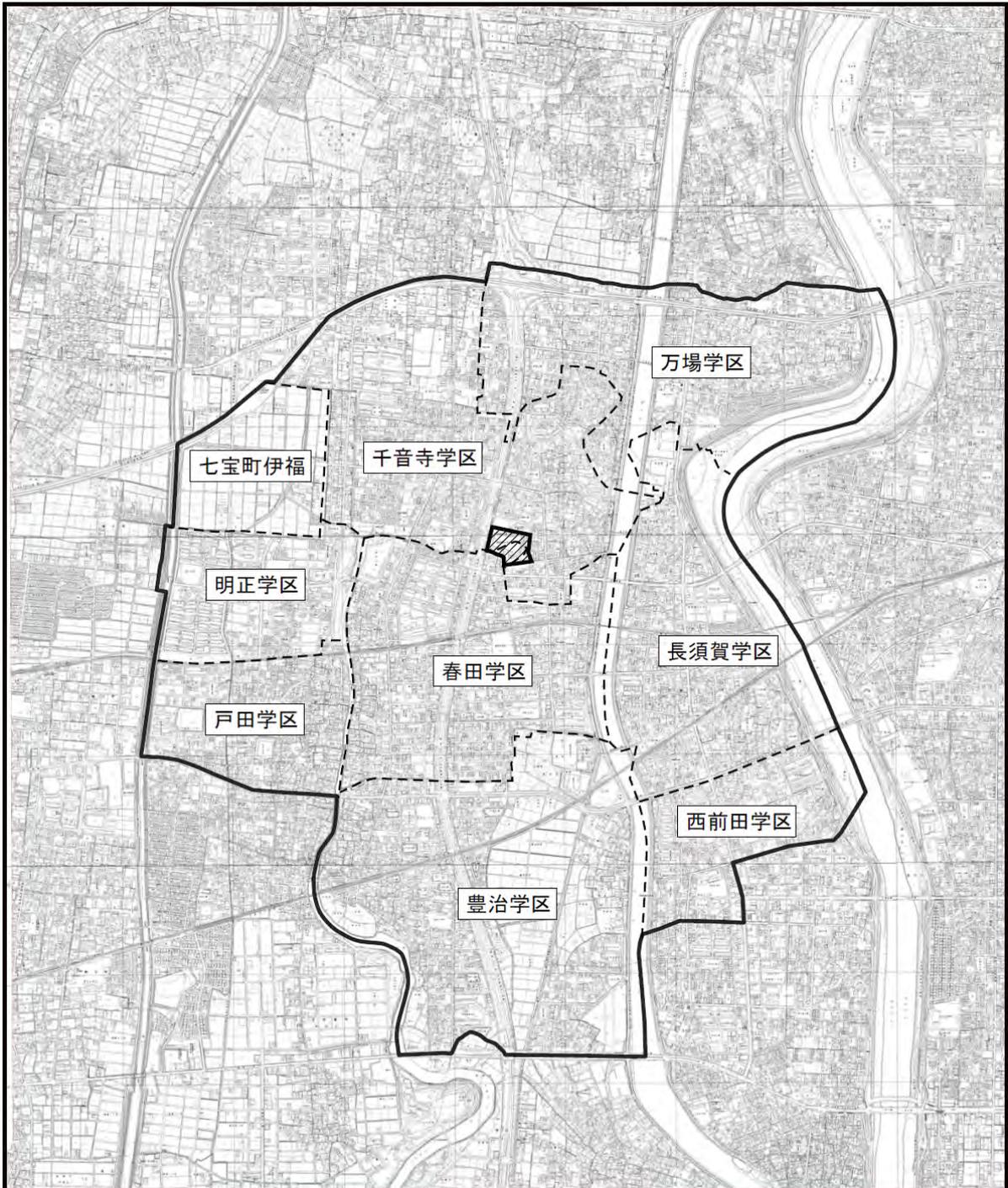


図 4-1 事業予定地とその周辺地域



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 学区界

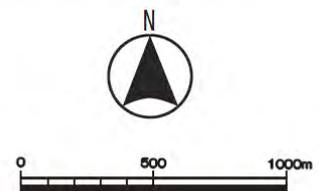


図 4-2 調査対象区域図

4-1 社会的状況

(1) 人口及び産業

① 人口及び世帯数

名古屋市、あま市及び調査対象区域を含む学区等（以下、「関係学区等」という。）の平成24年8月1日現在における人口及び世帯数は表 4-1-1 に、年齢別人口構成比は図 4-1-1 に示すとおりである。平成17年10月1日現在における関係学区等の昼夜間人口は表 4-1-2 に示すとおりである。

人口は、平成23年に比べ、名古屋市ではほぼ横ばい、あま市では増加しているが、関係学区等合計では減少している。

1世帯当たりの人員は、名古屋市及びあま市よりも関係学区等の方が多傾向となっている。年齢別人口は、全ての区分で0～14歳の人口比率よりも65歳以上の人口比率が高い傾向となっている。

また、関係学区等の昼夜間人口比率は約75%であり、事業活動等に伴い昼間に人口が減少する地域といえる。

資料) 「統計なごやweb版」(名古屋市ホームページ)

「統計あま」(あま市ホームページ)

「平成17年 学区別昼間(従業地)人口(推計値)」(名古屋市ホームページ)

表 4-1-1 人口及び世帯数

区分	人口 (人) (A)	世帯数 (世帯)	1世帯当たり の人員(人)	平成23年 人口(人) (B)	増加率 (%)	
名古屋市	2,266,129	1,022,423	2.22	2,266,236	0	
中川区	豊治学区	10,742	3,776	2.84	10,839	△0.9
	戸田学区	9,367	3,411	2.75	9,375	△0.1
	春田学区	8,682	3,364	2.58	8,713	△0.4
	明正学区	4,784	2,059	2.32	4,878	△1.9
	千音寺学区	11,250	4,252	2.65	11,207	0.4
	万場学区	7,874	3,064	2.57	7,809	0.8
	長須賀学区	7,807	3,111	2.51	7,837	△0.4
	西前田学区	4,399	1,731	2.54	4,519	△2.7
あま市	87,924	33,816	2.60	86,418	1.7	
七宝町伊福	2,731	1,012	2.70	2,751	△0.7	
関係学区等合計	67,636	25,780	2.62	67,928	△0.4	

注) 1: 増加率(%) = ((A - B) / B) × 100

2: 平成23年人口は、平成23年8月1日現在

3: △は減少を示す

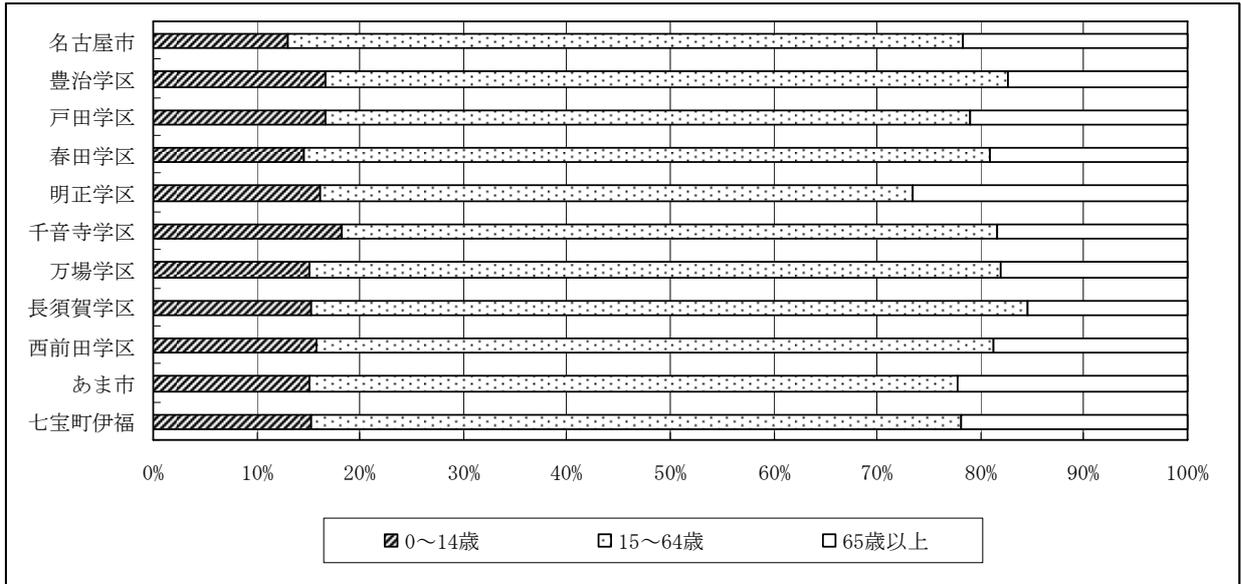


図 4-1-1 年齢別人口構成比

表 4-1-2 昼夜間人口

区分	昼間人口 (人)	夜間人口 (人)	昼夜間 人口比率 (%)
名古屋市	2,516,196	2,193,973	114.7
中川区			
豊治学区	9,716	10,368	93.7
戸田学区	5,106	8,351	61.1
春田学区	6,818	8,788	77.6
明正学区	2,928	4,430	66.1
千音寺学区	8,692	10,788	80.6
万場学区	5,555	7,766	71.5
長須賀学区	5,161	7,472	69.1
西前田学区	2,735	4,538	60.3
関係学区等合計	46,711	62,501	74.7

注) 1: 平成 17 年 10 月 1 日現在

2: 昼夜間人口比率 = (昼間人口 / 夜間人口) × 100

3: あま市については、昼夜間人口の情報が無いため記載しておらず、関係学区等合計にも加算されていない

② 産 業

名古屋市、あま市及び関係学区等の平成 18 年 10 月 1 日現在における産業別事業所数並びに従業者数は図 4-1-2 に示すとおりである。

名古屋市、あま市及び関係学区等における事業所数及び従業者数は第三次産業の割合が高く、特に明正学区及び七宝町伊福が高い割合となっている。

資料) 「名古屋の事業所・企業(平成 18 年事業所・企業統計調査結果)」(平成 20 年 名古屋市)
 「平成 18 年事業所・企業統計調査」(総務省ホームページ)

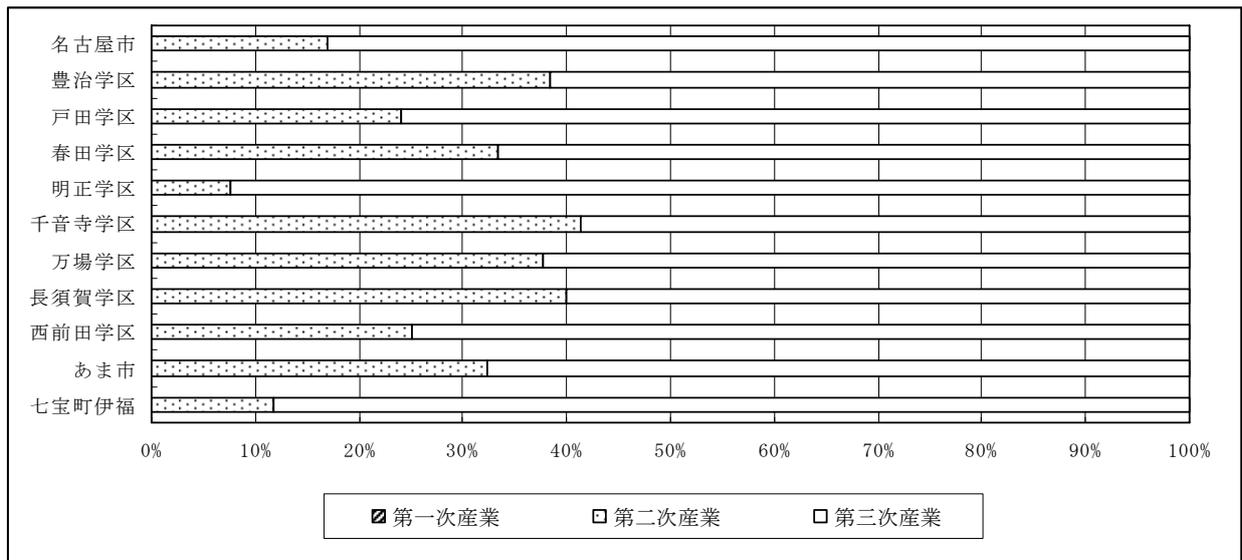


図 4-1-2(1) 産業別事業所数

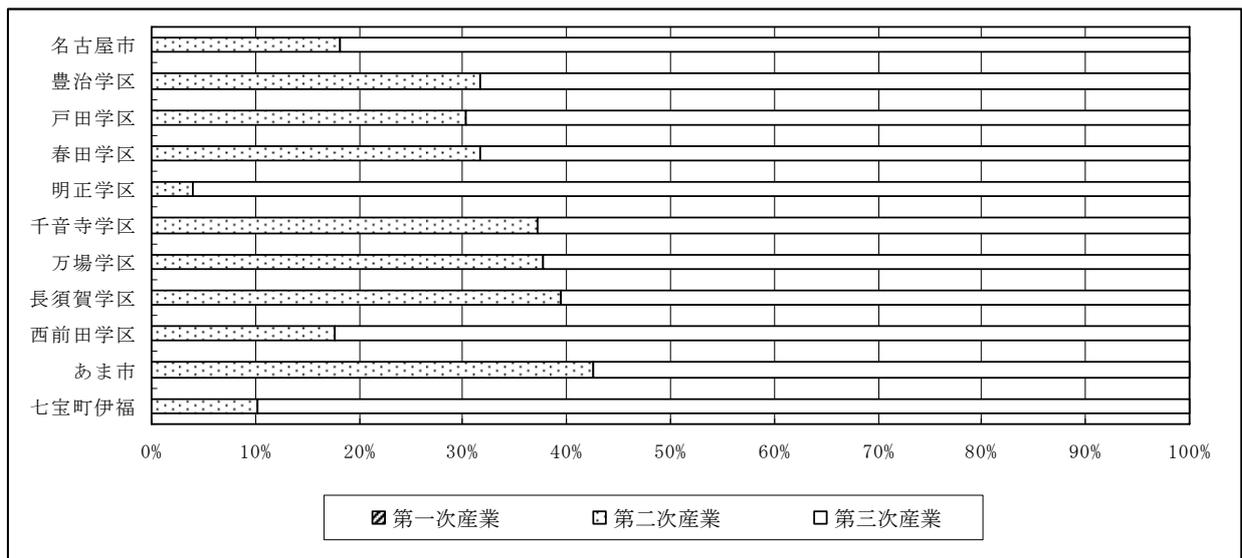


図 4-1-2(2) 産業別従業者数

注) 1 : あま市は、海部郡七宝町、美和町及び甚目寺町の合計とした

2 : 七宝町伊福は、海部郡七宝町大字伊福のデータを記載した

(2) 土地利用

① 土地利用の状況

名古屋市及びあま市の土地利用の状況は、表 4-1-3 に示すとおりである。

名古屋市における土地利用区分は、宅地の割合が 51.5%と最も高いが、あま市では農用地及び宅地がそれぞれ 33.9%、36.6%と同程度の割合となっている。

資料)「土地に関する統計年報(平成23年版)」(平成24年 愛知県)

表 4-1-3 土地利用の状況

(単位: ha)

市名	行政面積	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
名古屋市	32,643	1,181 (3.6)	1,140 (3.5)	—	1,509 (4.6)	6,085 (18.6)	16,793 (51.5)	5,935 (18.2)
あま市	2,759	934 (33.9)	—	—	230 (8.3)	375 (13.6)	1,010 (36.6)	210 (7.6)

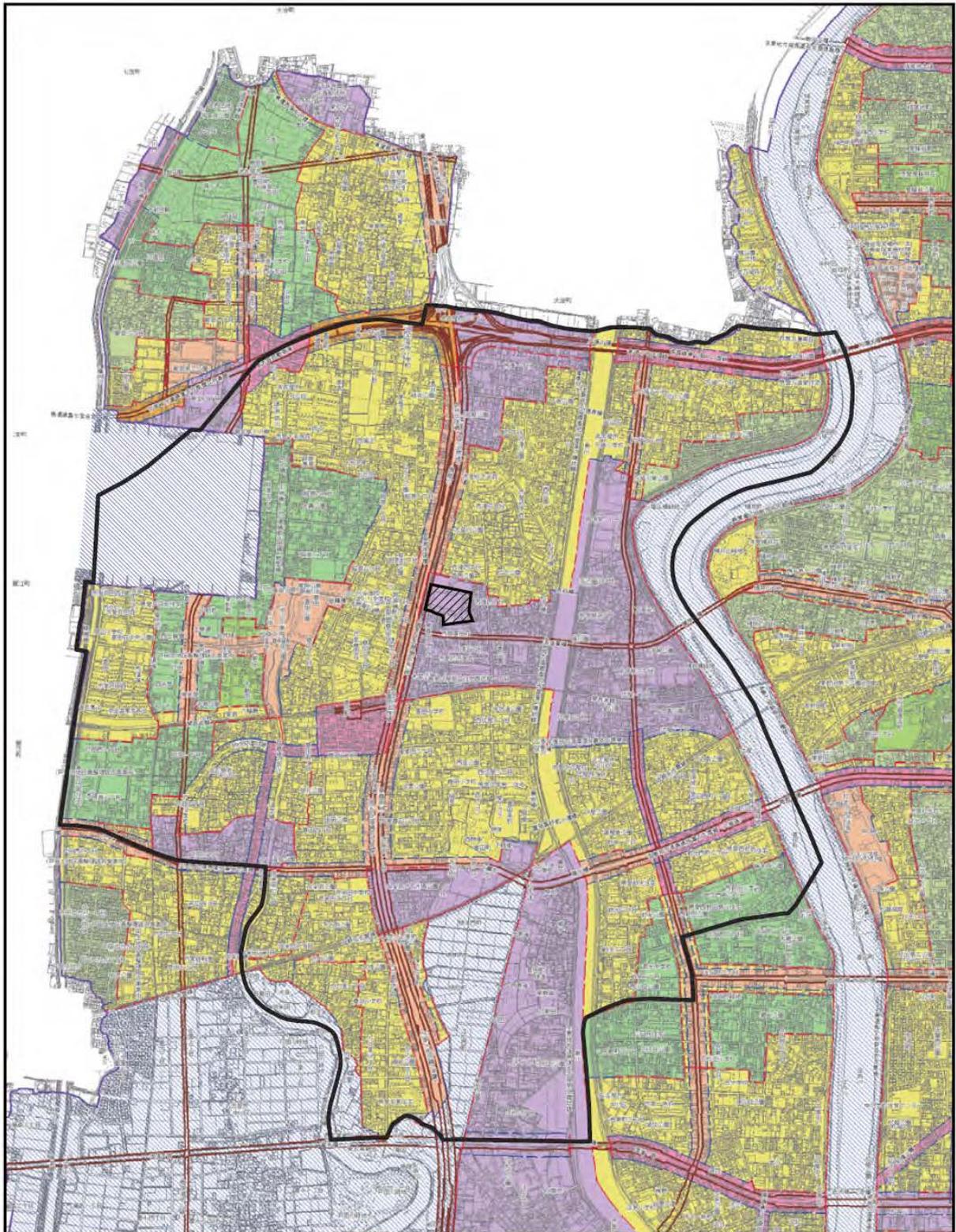
注) () 内は、行政面積に対する割合 (%)

② 都市計画法に基づく用途区分の状況等

調査対象区域は、名古屋都市計画区域及びあま市都市計画区域に含まれている。用途区分の指定状況は図 4-1-3 に示すとおりであり、事業予定地は準工業地域に含まれ、調査対象区域内には第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、準工業地域及び市街化調整区域が指定されている。

資料)「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「あま市都市計画情報提供サービス」(あま市ホームページ)



凡例

	事業予定地		近隣商業地域
	調査対象区域		商業地域
	第一種低層住居専用地域		準工業地域
	第二種低層住居専用地域		工業地域
	第一種中高層住居専用地域		工業専用地域
	第二種中高層住居専用地域		市街化調整区域
	第一種住居地域		都市計画道路
	第二種住居地域		区分線(道路などの中心)
	準住居地域		区分線(その他)

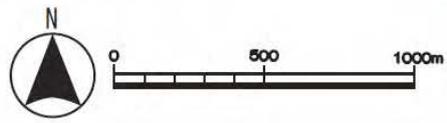


図 4-1-3 用途区分

③ 周辺地域における開発の動向

事業予定地周辺における開発の動向として、事業予定地の西側を南北に走る国道 302 号の高架道路建設事業が計画されている。なお、計画されている高架道路の区間は図 4-1-4 に示す。

資料)「名古屋環状 2 号線 西南部・南部Ⅱ」(国土交通省中部地方整備局愛知国道事務所)

(3) 水域利用

揚水設備等設置事業場は、調査対象区域内に 12 事業場ある。

(4) 交通

① 交通網

鉄道については、図 4-1-5 に示すとおりである。

事業予定地は、JR 関西本線、近鉄名古屋線の北側に位置する。

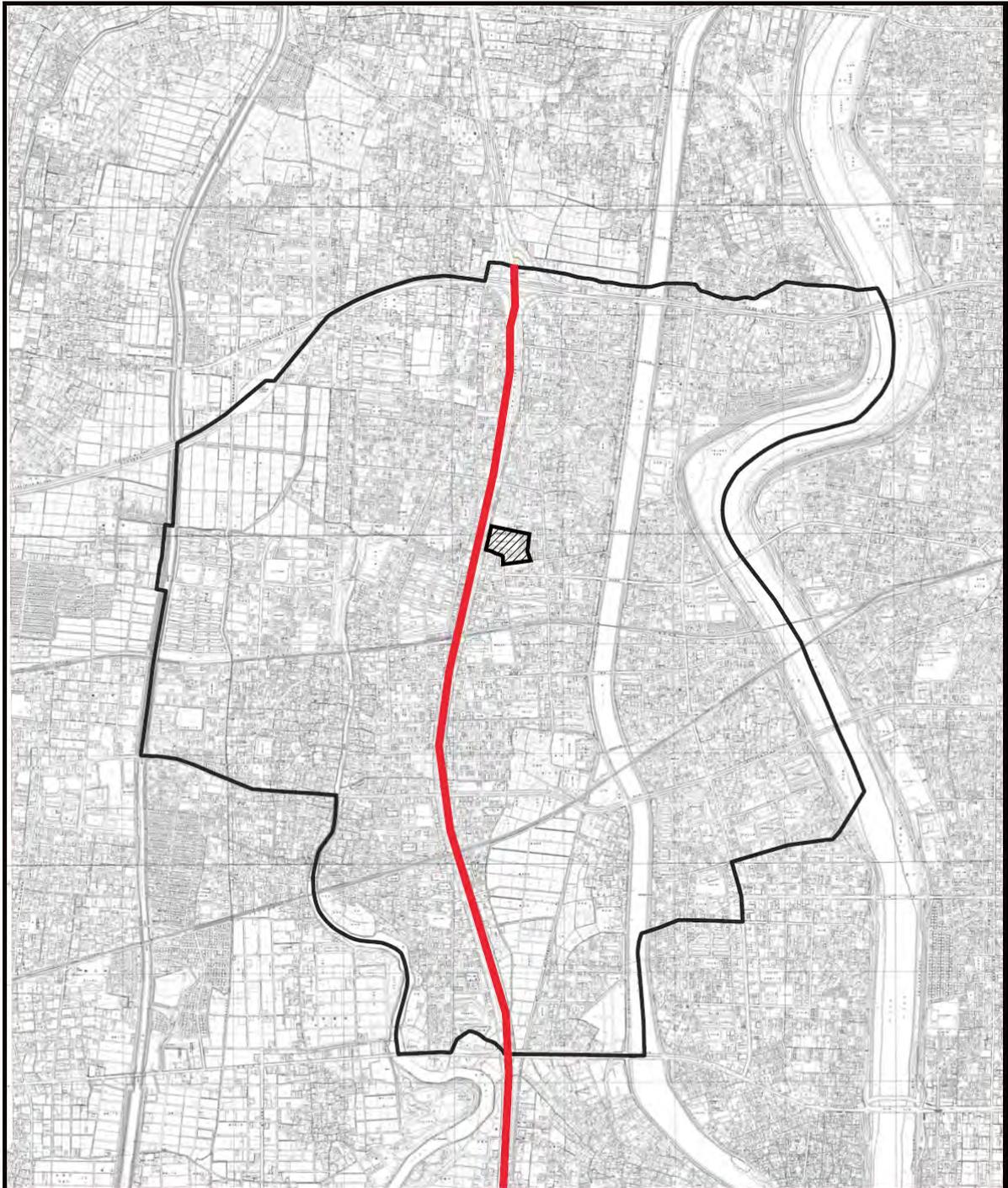
バス路線については、図 4-1-6 に示すとおりである。調査対象区域内では主に市バスが運行しており、事業予定地北側の県道 115 号線(津島七宝名古屋線)では名鉄バスが運行している。

主要な道路網については、図 4-1-7 に示すとおりである。調査対象区域には、高速道路の東名阪自動車道、都市高速道路の名古屋高速 5 号万場線、一般国道の 1 号と 302 号、主要県道の名古屋第二環状線及び名古屋蟹江弥富線、弥富名古屋線、一般県道の津島七宝名古屋線が通っている。

資料)「中京圏鉄道網図」(平成 24 年 愛知県)

「市バス・地下鉄路線図」(名古屋市交通局ホームページ)

「名鉄バス路線図」(名鉄バス株式会社ホームページ)



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 高架道路建設区間

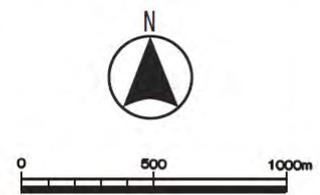
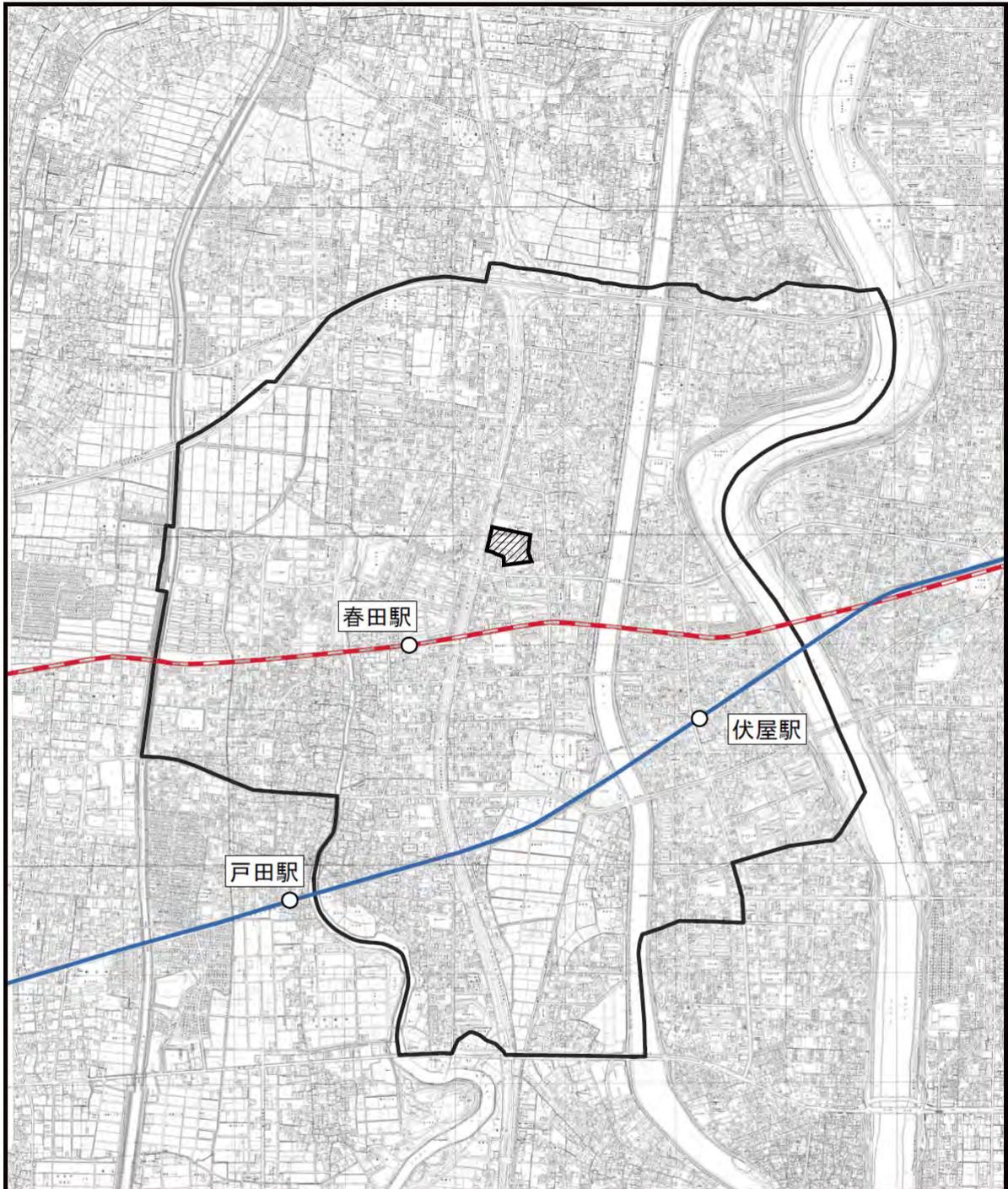


図 4-1-4 高架道路建設区間



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : JR関西本線
-  : 近鉄名古屋線

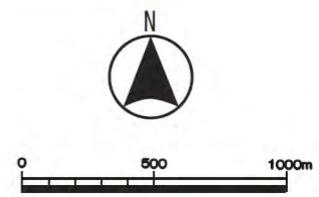
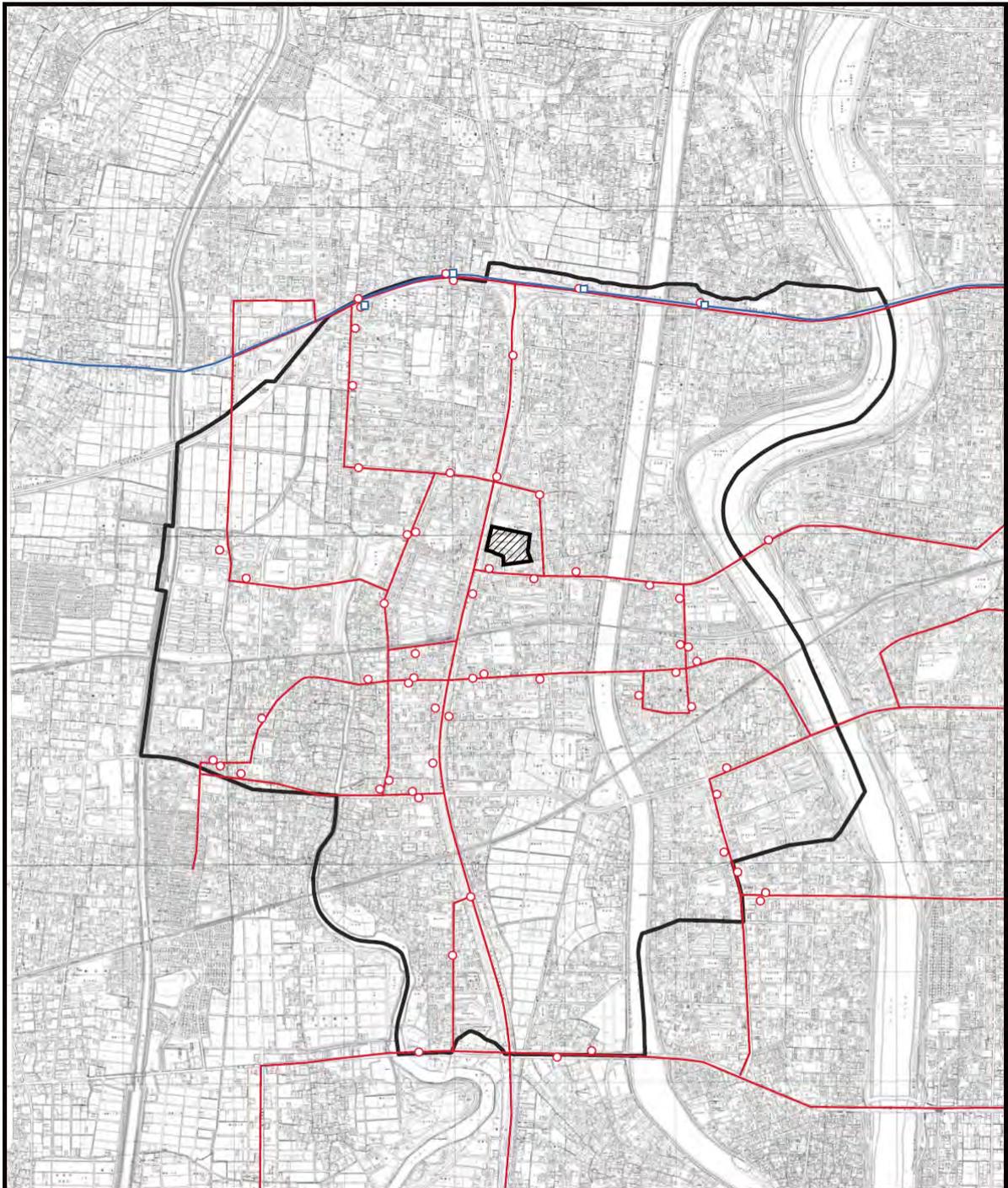
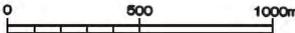
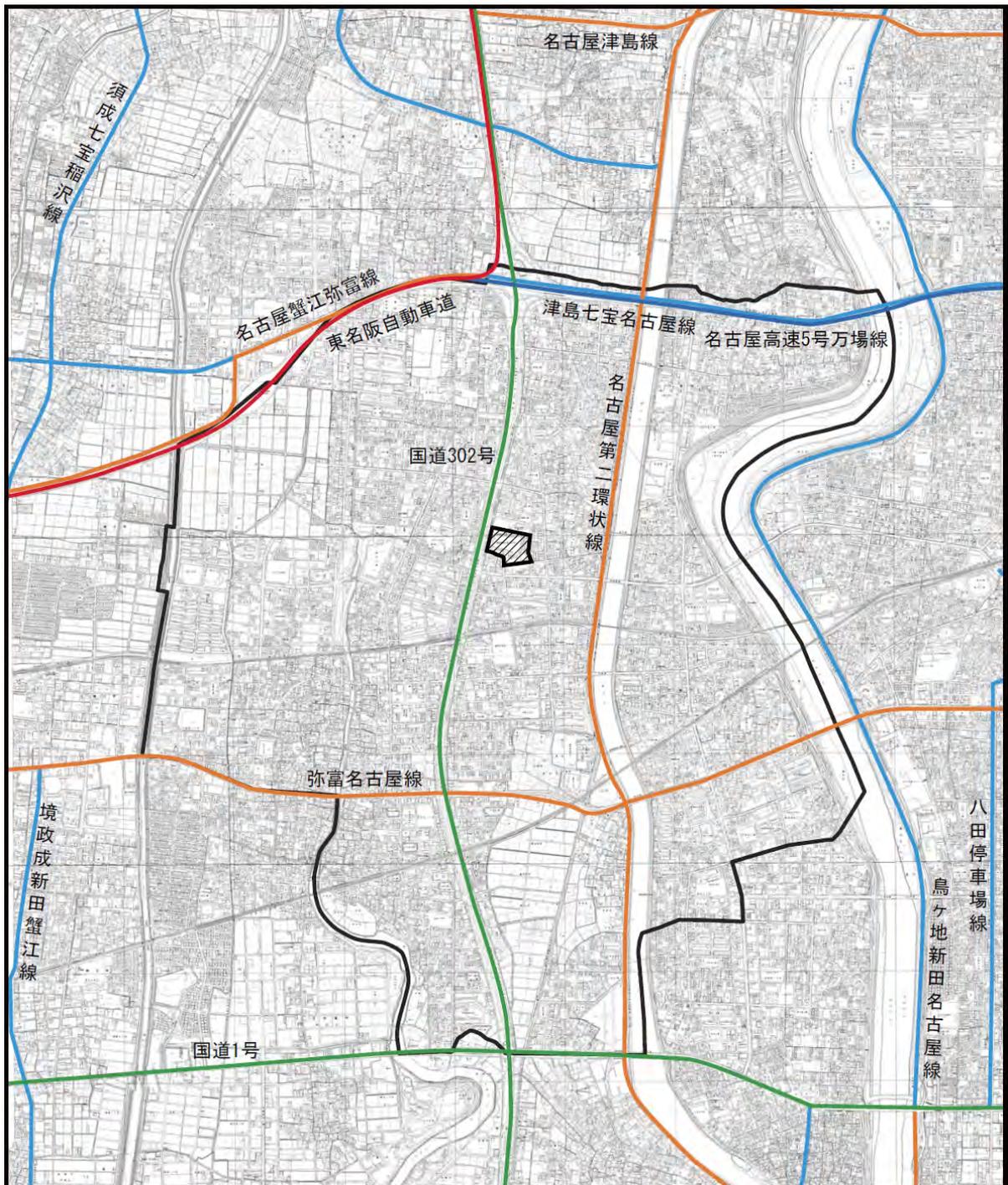


図 4-1-5 鉄道網図



凡 例	 : 事業予定地  : 調査対象区域  : 市バス  : 名鉄バス  : バス停 (市バス)  : バス停 (名鉄バス)	 
	<p>注) バス停は、調査対象区域内及び調査対象区域に隣接するものを示した。</p>	<p>図 4-1-6 バス路線図</p>



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 高速道路
-  : 都市高速道路
-  : 一般国道
-  : 主要県道
-  : 一般県道

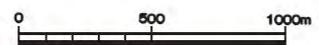


図 4-1-7 主要道路網図

② 道路交通状況

調査対象区域周辺における自動車交通量及び歩行者交通量は、表 4-1-4 及び図 4-1-8 に示すとおりである。

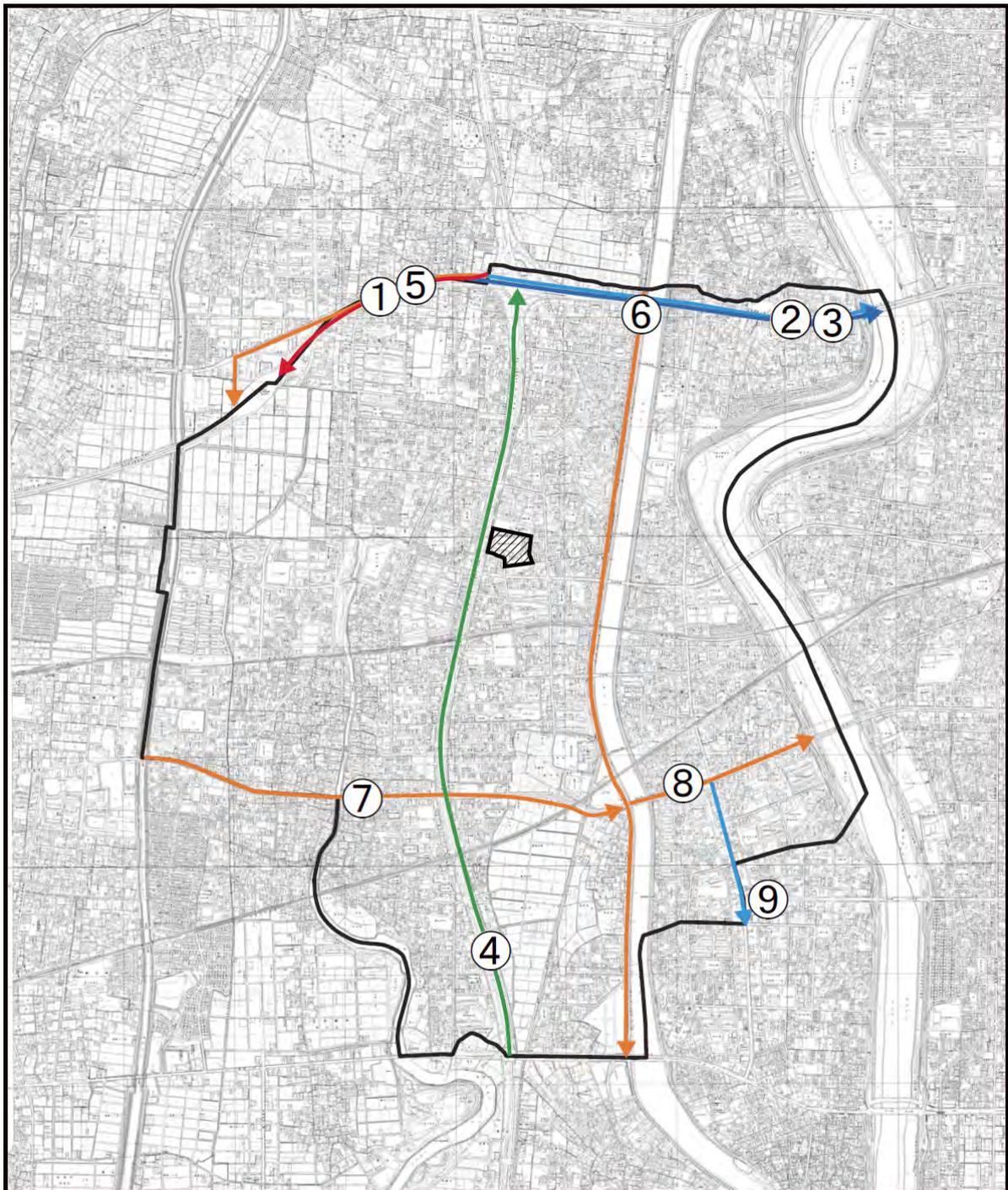
これらによると、自動車交通量が最も多い地点は平日、休日ともに東名阪自動車道（No.1）、歩行者交通量が最も多い地点は平日、休日ともに津島七宝名古屋線（No.2）である。

資料)「平成 22 年度 名古屋市一般交通量概況」（平成 24 年 名古屋市）

表 4-1-4 自動車交通量調査結果

No.	道路種別	路線名	調査・観測地点	12 時間 交通量		24 時間 交通量
				自動車 (台)	歩行者 (人)	自動車 (台)
1	高速自動車国道	東名阪自動車道	名古屋西 JCT～名古屋西 IC	45,646 (38,109)	—	59,764 (54,237)
2	一般県道	津島七宝名古屋線	名古屋市中川区富田町万場字北畑中	26,229 (22,821)	1,174 (480)	36,370 (31,194)
3	都市高速道路	名古屋市道高速 1 号	名古屋市中川区富田町字万場	31,879 (24,895)	—	39,837 (33,180)
4	一般国道	一般国道 302 号	名古屋市中川区かの里 2 丁目	20,579 (—)	—	28,797 (—)
5	主要県道	名古屋蟹江弥富線	名古屋市中川区富田町千音寺	32,236 (30,823)	157 (181)	—
6	主要県道	名古屋中環状線	名古屋市中川区吉津一丁目	5,883 (5,131)	4 (5)	—
7	主要県道	弥富名古屋線	名古屋市中川区供米田三丁目	12,095 (11,985)	453 (243)	—
8	主要県道	弥富名古屋線	名古屋市中川区助光二丁目	15,660 (13,238)	260 (246)	—
9	一般市道	万場藤前線	名古屋市中川区助光三丁目	6,228 (—)	560 (—)	—

注) () 内は休日の結果を示す。



凡
例

- | | | | |
|---|------------|---|----------|
|  | : 事業予定地 |  | : 高速道路 |
|  | : 調査対象区域 |  | : 都市高速道路 |
|  | : 調査地点 |  | : 一般国道 |
| ①~④ | : 24時間観測地点 |  | : 主要県道 |
| ⑤~⑨ | : 12時間観測地点 |  | : 一般県道 |

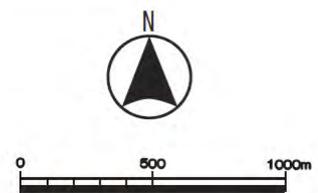


図 4-1-8
道路交通量調査地点図

③ 公共交通機関の利用状況

調査対象区域内における平成 22 年度の駅別乗車人員は、表 4-1-5 に示すとおりである。

1 年間の駅別乗車人員は JR 関西本線の春田駅が約 120 万人、近鉄名古屋線の伏屋駅が約 104 万人、戸田駅が約 68 万人である。

資料)「平成 23 年版名古屋市統計年鑑」(平成 24 年 名古屋市)

表 4-1-5 駅別乗車人員

(単位：人/年)

JR 関西本線	近鉄名古屋線	
春田駅	伏屋駅	戸田駅
1, 193, 773	1, 044, 536	675, 601

(5) 地域社会等

① 公共施設等

調査対象区域内には、図 4-1-9 に示すとおり、高校が 1 箇所、中学校が 4 箇所、小学校が 8 箇所、幼稚園が 5 箇所、保育園が 5 箇所あるほか、病院が 2 箇所存在する。

また、図 4-1-10 に示すとおり、どんぐり広場や集会施設、図 4-1-11 に示すとおり、都市計画公園及び都市計画緑地が多数存在する。

資料)「学区別生活環境調査報告書」(平成 10 年 名古屋市)

「暮らしの情報」(名古屋市ホームページ)

「愛知県内の病院一覧(平成 23 年 10 月 1 日現在)」(愛知県ホームページ)

「ゼンリン住宅地図 名古屋市中川区」(株式会社ゼンリン)

「名古屋市都市計画情報提供サービス」(名古屋市ホームページ)

「あま市都市計画情報提供サービス」(あま市ホームページ)

② 文化財等

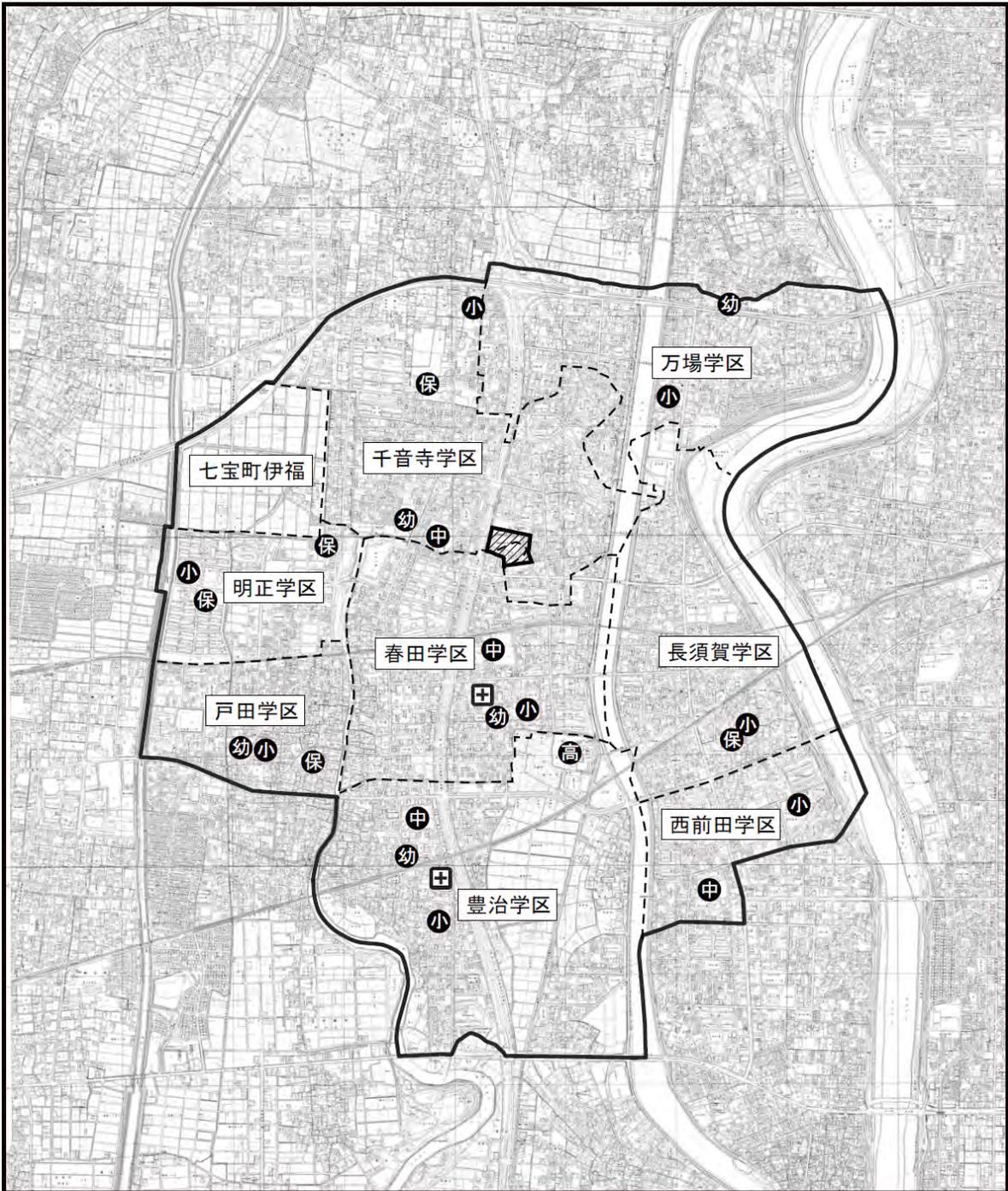
調査対象区域内では、市指定文化財(有形民俗文化財)4 点、市指定文化財(無形民俗文化財)1 点が指定されている。

③ 交通安全の状況

名古屋市内の平成 23 年における交通事故死者数は 55 人となっており、前年度から 10 人増加している。

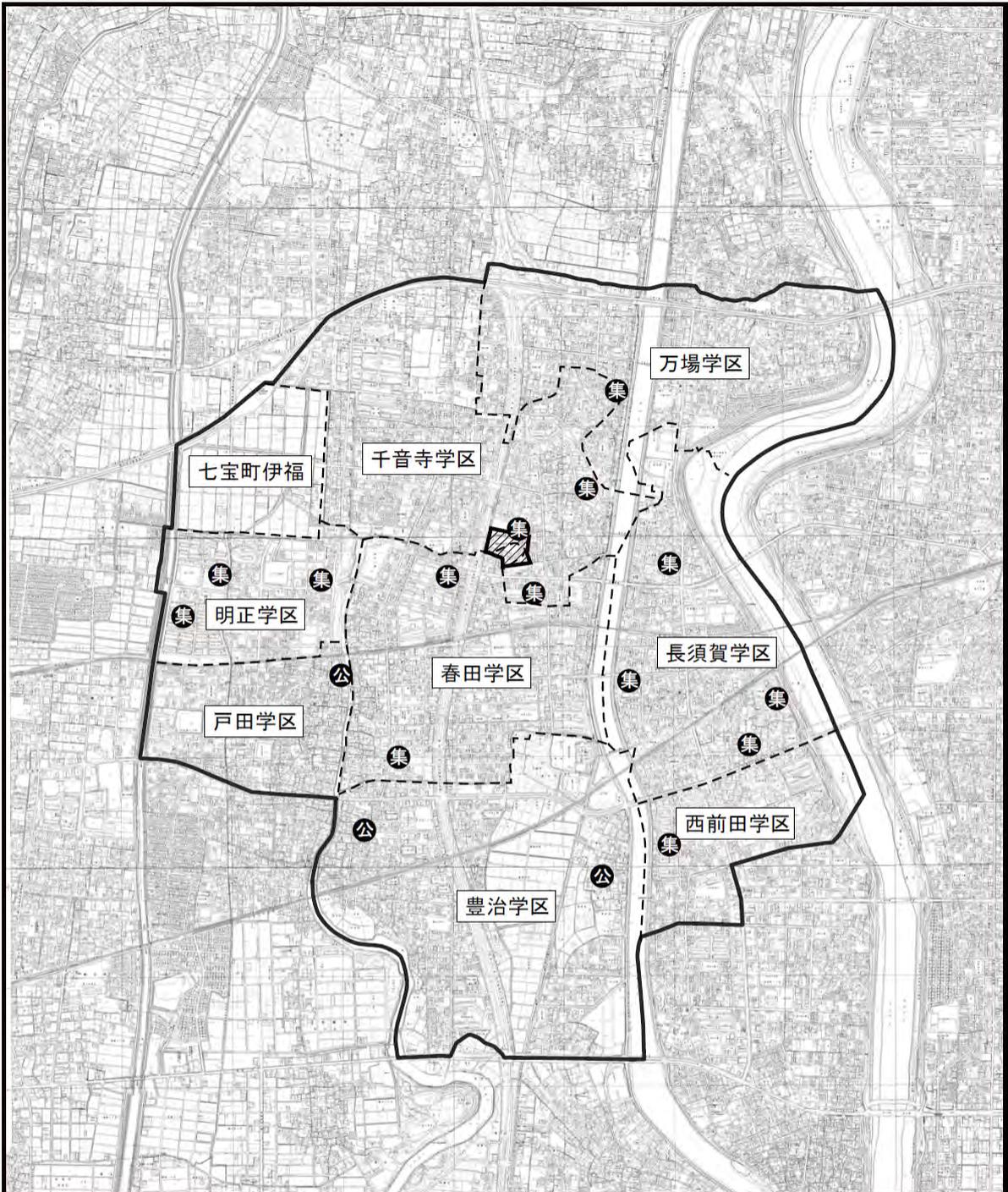
また、あま市内の平成 23 年における交通事故死者数は 3 人となっており、前年度から 1 人増加している。

資料)「愛知県の交通事故発生状況」(平成 23 年中 愛知県警察本部)

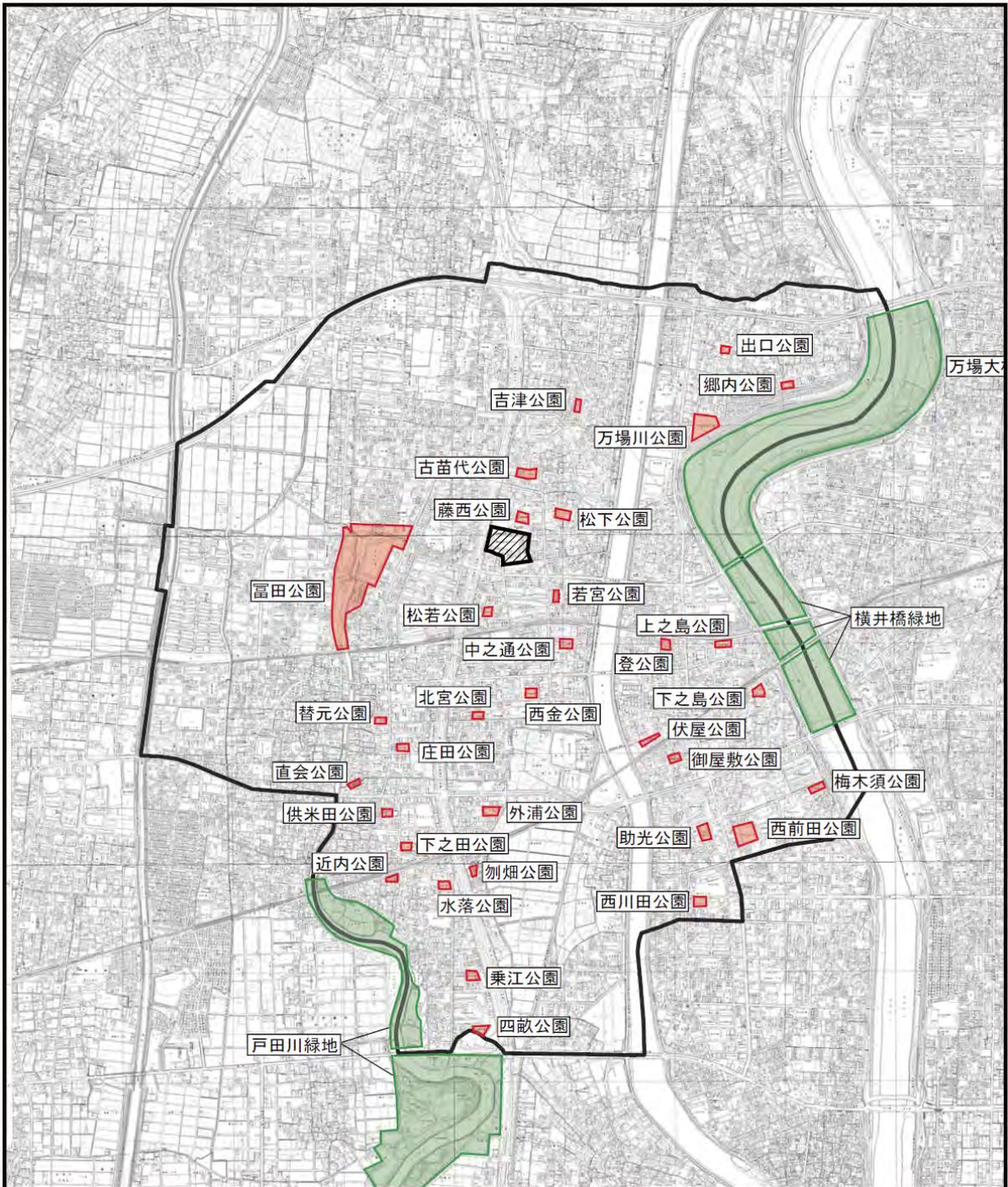


凡 例	: 事業予定地	: 幼稚園
	: 調査対象区域	: 保育園
	: 高等学校	: 病院
	: 中学校	: 学区界
	: 小学校	

図 4-1-9 学校等の配置図



凡 例	 : 事業予定地	 
	 : 調査対象区域	
	 : どんぐり広場等公園	
	 : 集会施設	図 4-1-10 コミュニティ施設等配置図
 : 学区界		



凡
例

-  : 事業予定地
-  : 調査対象区域
-  : 都市計画公園
-  : 都市計画緑地

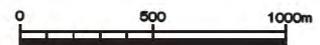


図4-1-11
都市計画公園等位置図

④ 下水道等

名古屋市及びあま市における上水道の給水普及率は100%（平成23年3月31日現在）、公共下水道の人口普及率^注は名古屋市99.0%、あま市18.9%（平成24年3月31日現在）となっている。

注）総人口に対する下水道を利用できる人口の割合

資料）「平成23年版名古屋市統計年鑑」（平成24年 名古屋市）

「統計あま」（あま市ホームページ）

「平成23年度末の下水道整備状況について」（国土交通省ホームページ）

⑤ 廃棄物等

名古屋市における平成22年度のごみ処理量（収集・搬入量）は622,029トンで、前年度633,055トンより11,026トン（約1.7%）減少している。あま市における平成22年度のごみ処理量は20,136トンであった。

また、名古屋市、中川区及びあま市の平成22年度のごみ処理量は、表4-1-6に示すとおりである。

中川区における収集量の構成は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、環境美化（町美運動により集められたごみ等の収集）及び資源ともに、名古屋市とほぼ同じ傾向を示している。

資料）「事業概要（平成23年度資料編）」（名古屋市ホームページ）

「統計あま」（あま市ホームページ）

表 4-1-6(1) ごみ処理量（名古屋市、中川区）（平成22年度）

（単位：t）

区分	ごみ収集				資源収集量	合計
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	環境美化		
名古屋市	368,225 (73.3)	44,697 (8.9)	7,728 (1.5)	1,689 (0.3)	79,882 (15.9)	502,221
中川区	36,818 (74.1)	4,709 (9.5)	625 (1.3)	207 (0.4)	7,295 (14.7)	49,654

注）（ ）内は、合計に対する割合（%）

表 4-1-6(2) ごみ処理量（あま市）（平成22年度）

（単位：t）

区分	可燃ごみ	プラスチックごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	乾電池	合計
あま市	14,536 (72.1)	1,585 (7.9)	1,702 (8.5)	455 (2.3)	1,838 (9.1)	20 (0.1)	20,136

注）（ ）内は、合計に対する割合（%）

(6) 関係法令の指定・規制等

① 公害関係法令

1) 環境基準等

(7) 大気汚染（資料-3 [資料編 p. 資-3] 参照）

「環境基本法」(平成5年法律第91号)に基づき、大気汚染に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」(平成8年名古屋市条例第6号)に基づき、大気汚染に係る環境目標値が定められている。

(4) 騒音（資料-4 [資料編 p. 資-5] 参照）

「環境基本法」に基づき、騒音に係る環境基準が定められている。

(ウ) 水質汚濁（資料-5 [資料編 p. 資-6] 参照）

「環境基本法」に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている。

また、「名古屋市環境基本条例」に基づき、水質汚濁に係る環境目標値が定められている。

(イ) 土壌汚染（資料-6 [資料編 p. 資-13] 参照）

「環境基本法」に基づき、土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

(オ) ダイオキシン類（資料-7 [資料編 p. 資-14] 参照）

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号)に基づき、ダイオキシン類に係る環境基準が定められている。

2) 規制基準等

(7) 大気質

「大気汚染防止法」(昭和43年法律第97号)及び「愛知県生活環境保全条例」により、ばいじん、硫黄硫化物、窒素酸化物などのばい煙の排出基準、揮発性有機化合物の排出基準、粉じんなどを発生する施設についての構造・使用等に関する基準、特定粉じんを排出する作業についての基準、一定規模以上の工場・事業場に硫黄酸化物の許容排出量を定めた総量規制基準が定められている。

また、「名古屋市環境保全条例」により、一定規模以上の工場・事業場を対象に、窒素酸化物についての総量規制基準が定められている。

愛知県では、大気環境基準の達成維持及び地球温暖化防止を目指して、自動車NOx・PM法の対策地域を設定し、対策地域外からの流入車も含め、対策地域において運行する車両を対象として「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を定めている。

(4) 騒音

「騒音規制法」(昭和43年法律第98号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する騒音の規制基準並びに特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が定められている。

また、同法第17条第1項に基づき、自動車騒音の限度が定められている。

(ウ) 振 動

「振動規制法」(昭和 51 年法律第 64 号)及び「名古屋市環境保全条例」に基づき、特定工場等において発生する振動の規制基準並びに特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準が定められている。

また、同法第 16 条第 1 項に基づき、道路交通振動の限度が定められている。

(エ) 悪 臭

「悪臭防止法」(昭和 46 年法律第 91 号)に基づき、悪臭物質についての規制基準の設定及び規制地域の指定がなされている。名古屋市では、法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、敷地境界線上においてアンモニア、メチルメルカプタン等の 22 物質の濃度規制基準を定めている。

さらに、アンモニアを始めとする 13 物質については排出口の高さに応じた規制、メチルメルカプタンを始め 4 物質については排出水の敷地外における規制を行っている。

また、「名古屋市環境保全条例」に基づき、人間の嗅覚により悪臭の強さを判定する方法(官能試験法)を導入した「悪臭対策指導指針」(平成 15 年名古屋市告示第 412 号)を定めている。

(オ) 水 質

「水質汚濁防止法」(昭和 45 年法律第 138 号)に基づき特定事業場からの排水水についての全国一律の排水基準が定められているほか、「水質汚濁防止法第 3 条第 3 項に基づく排水基準を定める条例」(昭和 47 年愛知県条例第 4 号)で、一部の項目について全国一律基準より厳しい上乗せ排水基準を定めている。なお、平成 24 年 6 月に有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備の方法に関する基準の遵守、規定等が新たに設けられた。

さらに、伊勢湾に流入する地域内の一定規模以上の特定事業場(指定地域内事業場)から排出される化学的酸素要求量(COD)、窒素及び磷について、総量規制基準が定められている。

(カ) 地 盤

「名古屋市環境保全条例」に基づき、名古屋市全域を地下水の採取を規制する必要がある「揚水規制区域」として指定するとともに、当該区域における揚水設備による地下水の採取には許可制を採用している。

なお、「工業用水法」(昭和 31 年法律第 146 号)に基づく地下水揚水規制は、名古屋市港区及び南区の一部の地域が指定されており、調査対象区域には、同法に基づく規制はされていない。

(キ) 土 壌

「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)において、「水質汚濁防止法」に基づく有害物質使用特定施設の使用の廃止時、又は土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときは、同法に基づく土壌汚染調査が必要となる。

また、大規模な土地(3,000 m²以上)の改変時には、「土壌汚染対策法」に基づき、この旨を名古屋市長に届け出るとともに、「名古屋市環境保全条例」に基づき、当該土地における過去の特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況等を調査し、その結果を名古屋市長に報告しなければならない。

(ク) ダイオキシシン類

「ダイオキシシン類対策特別措置法」により、同法における特定施設からの排出ガス及び排水中のダイオキシシン類について、排出基準が定められている。

(ケ) 景 観

名古屋市は、平成 16 年 6 月に制定された「景観法」（平成 16 年法律第 110 号）に基づき、良好な景観形成の基準を示す「名古屋市景観計画」を平成 19 年 3 月に策定している。同計画により、名古屋市内全域は、建築行為等（景観計画で対象としているものに限る）を行う場合には「景観法」に基づく届出が必要となるとともに、景観上重要な建造物（景観重要建造物）等の指定などの「景観法」に基づいた各種制度を活用することができる区域（景観計画区域）に指定されている。

(コ) 日 照

事業予定地北側の用途地域は、第一種住居地域及び準工業地域であり、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）及び「名古屋市中高層建築物日影規制条例」（昭和 52 年名古屋市条例第 58 号）による日影の規制地域に該当する地域である。

(カ) 緑 化

「緑のまちづくり条例」（平成 17 年名古屋市条例第 39 号）に基づき、対象となる敷地面積の 20%以上を緑化する必要がある。

(キ) 地球温暖化

「名古屋市地球温暖化対策指針」に基づき、地球温暖化対策事業者（燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度使用量が 800kℓ以上（原油換算）に該当する工場・事業場）は、「事業者の概要」「温室効果ガスの排出の抑制に係る目標」等を記載した「地球温暖化対策計画書」及び「温室効果ガスの排出の状況」「温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置の実施の状況」等を記載した「地球温暖化対策実施状況書」を作成し、市長に届け出なければならない。

② 廃棄物関係法令

1) 事業系廃棄物

事業活動に伴って生じる廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一般廃棄物、産業廃棄物を問わず、事業者の責任において適正に処理することが義務付けられている。また、「名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」により、事業者は事業系廃棄物の再利用を図ることにより、減量化に努めることが義務付けられている。

2) 建設廃材など

発生した廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版）」及び「建設廃棄物適正処理マニュアル」に従って適正に処理するとともに、マニフェストによる管理を徹底することが義務付けられている。また、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」により、事業者は再生資源を利用するよう努めるとともに、建設資材廃棄物を再生資源として利用することを促進するよう努めることが義務づけられている。

③ 自然環境関係法令

1) 自然公園地域の指定状況

調査対象区域には、「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号）及び「愛知県立自然公園条例」（昭和 43 年愛知県条例第 7 号）に基づく自然公園地域の指定はない。

2) 自然環境保全地域の指定状況

調査対象区域には、「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号）及び「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年愛知県条例第 3 号）に基づく自然環境保全地域の指定はない。

3) 特別緑地保全地区の指定状況

調査対象区域では、「都市緑地法」（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく特別緑地保全地区として国玉神社八剣社、前田白山社の 2 箇所が指定されている。

4) 鳥獣保護区等の指定状況

調査対象区域は、全域が「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号）に基づく特定猟具使用禁止区域になっている。

④ 防災関係法令

1) 砂防指定地の指定状況

調査対象区域には、「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号）に基づく砂防指定地の指定はない。

2) 地すべり防止区域の指定状況

調査対象区域には、「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく地すべり防止区域の指定はない。

3) 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

調査対象区域には、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号）に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定はない。

4) 災害危険区域の指定状況

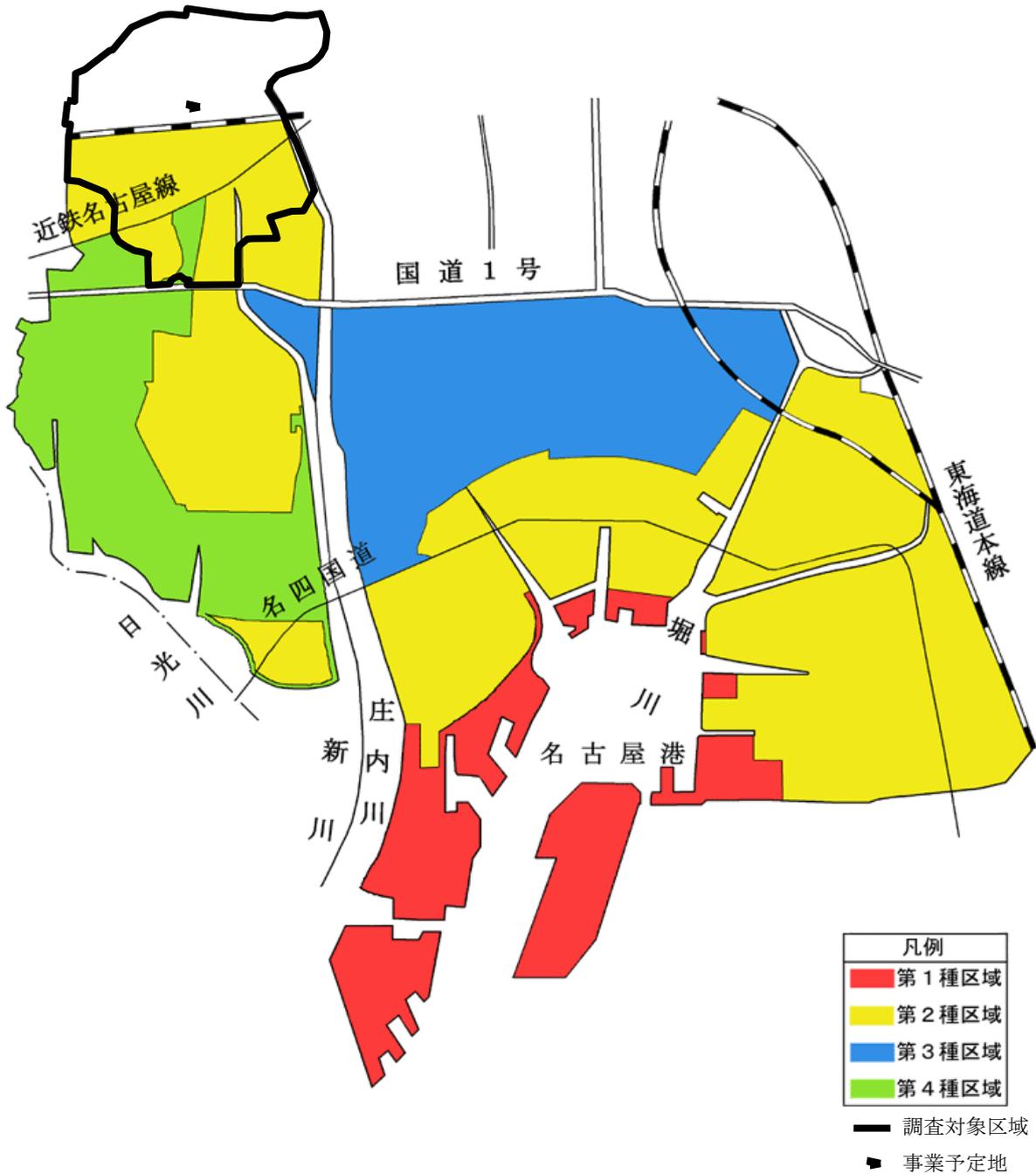
調査対象区域では、図 4-1-12 に示すとおり、「建築基準法」に基づく災害危険区域として、「名古屋市臨海部防災区域建築条例」（昭和 36 年名古屋市条例第 2 号）に基づく臨海部防災区域のうち、第 2 種区域及び第 4 種区域が指定されている。

5) 防火地域及び準防火地域の指定状況

調査対象区域では、図 4-1-13 に示すとおり、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく防火地域もしくは準防火地域が指定されている。

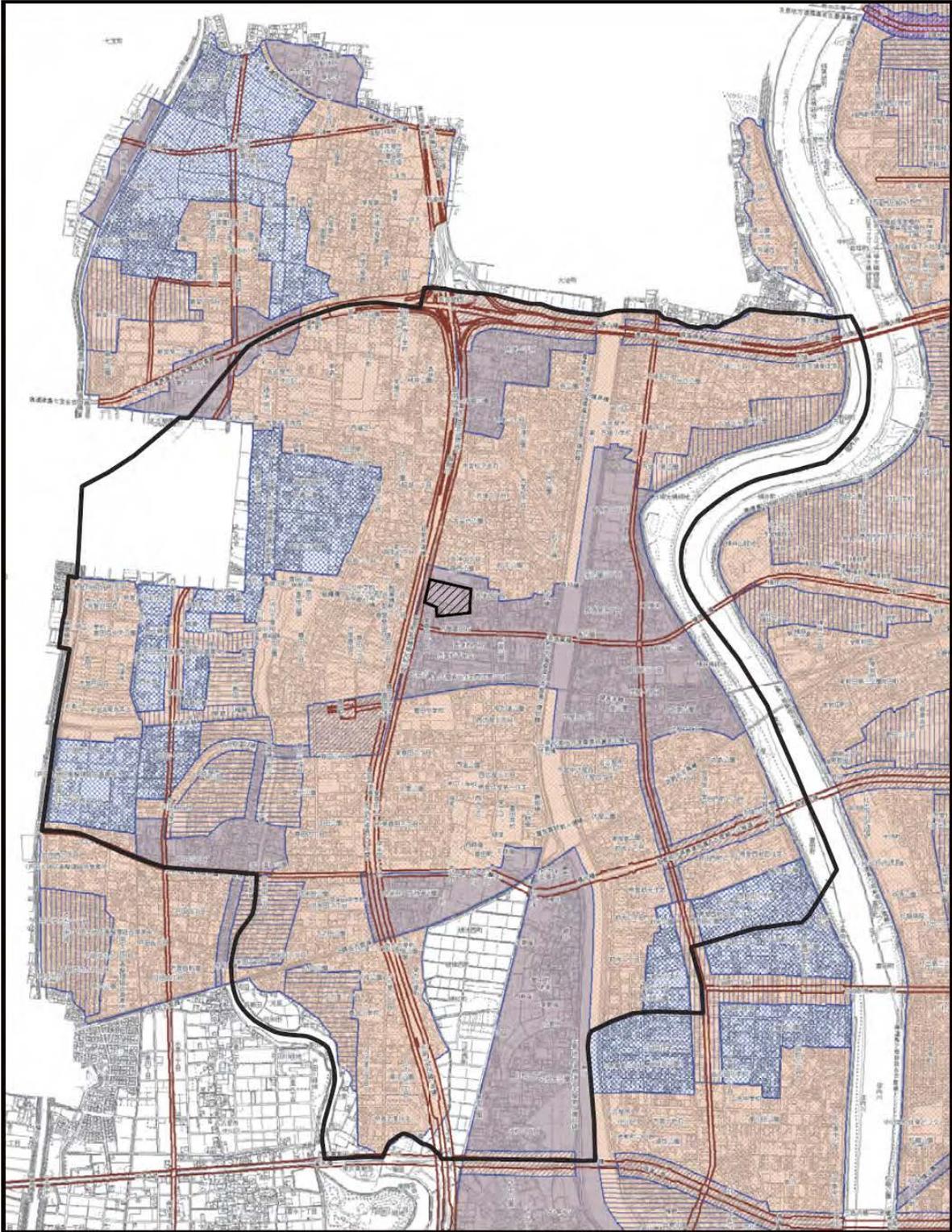
⑤ その他

調査対象区域では、図 4-1-13 に示すとおり、「都市計画法」に基づく高度地区が指定されている。



出典) 名古屋市ホームページ

図 4-1-12 臨海部防災区域図



凡 例		事業予定地		45m高度地区
		調査対象区域		絶対高45m高度地区
		10m高度地区		最低限高度地区
		15m高度地区		防火地域(集団防火)
		20m高度地区		防火地域(路線防火)(道路境界から奥行11mまでの範囲)
		31m高度地区		準防火地域
		絶対高31m高度地区		都市計画道路(路線)

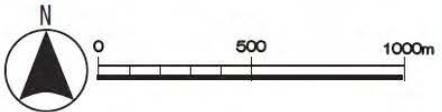


図 4-1-13 防火地域、準防火地域及び高度地区指定状況図

(7) 環境保全に関する計画

① 愛知県地域公害防止計画

愛知県は、「環境基本法」に基づき、「愛知県地域公害防止計画」を策定している。平成 24 年 3 月に改定し、策定地域は、名古屋市はじめ 7 市となっており、あま市は含まれていない。

② 愛知県環境基本計画

愛知県は、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年条例第 1 号）に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する「愛知県環境基本計画」を平成 9 年 8 月に策定している。本計画は、その後の社会情勢の変化や環境の状況に的確に対応し、持続可能な社会の形成を着実に推進するために、平成 14 年 9 月に第 2 次として、平成 20 年 3 月に第 3 次として改訂されている。

③ 名古屋市環境基本計画

名古屋市は、「名古屋市環境基本条例」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「名古屋市環境基本計画」を、平成 11 年 8 月に策定している。その後の新たな環境問題や社会情勢の変化を踏まえて平成 18 年 7 月に「第 2 次環境基本計画」を策定し、現在は、「第 2 次環境基本計画」の目標年度を迎えたことから、2050 年を見据え「水の環境復活」、「低炭素都市」、「生物多様性」の 3 つの長期戦略を踏まえた「2050 年の環境都市ビジョン」を描き、それに向けた今後 10 年間の方向性と主な施策を示した「第 3 次環境基本計画」を平成 23 年 12 月に策定した。なお、計画の期間は平成 32 年度としている。

④ 名古屋市一般廃棄物処理基本計画

名古屋市は、平成 20 年 5 月に 21 世紀の「循環型社会」へと結びつけていくための「名古屋市第 4 次一般廃棄物処理基本計画」を策定した。この計画では、「ごみも資源も、減らす、活かす」という基本方針を基に、平成 32 年度の目標を「挑戦目標」とし、「①総排出量を 104 万トンに削減する」「②資源分別量を 38 万トンから 50 万トンに引き上げる」「③ごみ処理量を 2 割削減し 54 万トンを目指す」「④埋立量 2 万トンを目指す」の 4 つの目標を掲げている。